

アレクセイ・ミハイローヴィチ帝の1649年法典

試訳および評注(3)

加藤 一郎

Уложение царя Алексея Михайловича 1649 года Перевод на японский язык с комментариями (Продолжение)

Ичиро Като

Уложение царя Алексея Михайловича 1649 года, принятое Земским собором при царе Алексее Михайловиче, является первым в истории России систематизированным законом. В нем рассматриваны различные вопросы государственных и гражданских дел, а также вопросы порядка судопроизводства. В Уложении всего 25 глав, 967 статей. Здесь я пробовал перевести одиннадцатую главу “Суд о крестьянях”, двенадцатую главу “О суде патриарших приказных, и дворовых всяких людей и крестьян”, тринадцатую главу “О монастырском приказе” на японский язык с комментариями.

はじめに

1649年法典は以下の25章で構成されている。

- (1) 瀆神者の教会秩序違反者について
- (2) 君主の名誉について、君主の安全を守る方法について
- (3) 君主の宮廷について、君主の宮廷で誰からもどんな不法も雑言もありえないようにするため
- (4) 文書を偽造する文書偽造者について
- (5) 貨幣を不法に鑄造した貨幣職人について (以上本紀要第21集)
- (6) 他国への通行証書について
- (7) モスクワ国家の全ての軍人の勤務について
- (8) 捕虜の買い戻しについて
- (9) 取引税・河川通行税・通橋税について (以上本紀要第22集)
- (10) 裁判について (この章未訳)
- (11) 農民についての裁判

- (12)総主教の官庁と屋敷の全ての人々と農民の裁判について
- (13)修道院庁について (以上本号)
- (14)十字架宣誓について
- (15)終了事件について
- (16)知行地について
- (17)世襲地について
- (18)印紙税について
- (19)ボサート民について
- (20)ホローブ裁判について
- (21)強盗・窃盗事件について
- (22)どのような犯罪に死刑を科し、どのような犯罪には死刑ではなく処罰を科すべきかの指示
- (23)銃兵について
- (24)アタマンとカザークについての指示
- (25)密売についての指示

テキストとして使用したのは、Российское законодательство X—XX. том 3. Соборное уложение 1649 года, М., 1985. および Соборное уложение 1649 года, текст комментария, Л., 1987. である。

第11章 農民についての裁判¹

【評注】(1)この第11章は、1649年法典の中でもっとも重要な内容を含む章とされてきた。というのも、この章は、冒頭の第1条、第2条に見ることができるように、逃亡農民の搜索期限を廃止することによって、農民の土地への緊縛化＝農奴化を法制的に最終的に完成させたと見なされているからである。

全34条

《第1条》君主の帝室の村、国租負担郷から逃亡し、総主教、府主教、大主教、主教、修道院、大貴族、宮廷官、参議官、側近官、大膳官、調膳官、モスクワ士族、書記官、ジリツイ、地方都市士族、大貴族の息子、外国人、あらゆる世襲地領主、知行地領主君主のもとで生活しており、134年のモスクワの大火¹のあとに書記が知行地庁その他の官庁に提出した課税台帳²の中に自分自身か自分の父が君主のもとにいると記載されている君主の帝室の村、国租負担郷の逃亡農民と逃亡水呑み百姓³は、探索されて、搜索期限年⁴なく、課税台帳にしたがってその妻子と財産とともに、君主の帝室の村、国租負担郷の以前の割り当て地⁵に引き渡されるべきである。

【評注】(1)1626年のモスクワ大火。クレムリンとキタイ・ゴーロトの一部を焼き、知行地庁などの多数の官庁が焼失した。知行地・世襲地・農民の処理に関する文書が失われた。

(2) писцовые книги 都市と郡の課税世帯と課税額を記載した文書。ここでは1626年の課税台帳を指している。また、デミドヴァはこの課税台帳一般についてこうまとめている。「15—17世紀にロシアで組織的に編集された。現存するもっとも古い課税台帳は15世紀末のノーヴゴロトの課税台帳である。16世紀からは定期的に編集され、そのときにこの名で呼ばれるようになった。最後のものは1684—1685年に作成されたが、未完了である。課税台帳は土地への課税

の基礎となった。それは次第に、領主的土地所有の強化と農民の緊縛化の手段となった。1581年に編集が開始されて1592-1593年に終了した課税台帳は、農民がどの領主に帰属するのかを決定する基本文書となった。課税台帳は政府によってモスクワから地方に派遣された書記と書記官補で構成される特別委員会の作業に基づいて編集された。一般的に、記述の対象となったのは、都市と周辺の都であるが、大きな郡の一部、小さな郡の一部も対象となることがあった。記述の方式が完全に一致しているわけではなかった。しかし、次第に、課税台帳の用語法や形式は確固としたものになっていった。多くの場合、課税台帳は、台帳の作成に関する布告と書記への指示から始まっていた。後には、課税台帳は、都市（その砦、教会、商店、世帯、住民など）、郡、スタン、郷といった人口の多い地点についても作成された。小さな町、村は別々に記述された。課税台帳では、土地の状態が詳しく記述され、土地は「既耕地」、「施肥耕地」、「荒された耕地」、および草刈地、森林に分けられた。各領地の記述の最後に統計が出され、ソハーに従った課税額についての情報が与えられた。課税台帳の末尾には全体の統計が付けられていた。課税台帳は、地方レベルで作成された「黒書」と、記述の対象となった地域を管轄する官庁に提出される「白書」（最終版）に分かれていた。この著作の真実性は、各頁ごとに書記が押した印章で保証されていた。課税台帳は15-17世紀のロシアの社会・経済史のもっとも貴重な資料である。」 СИЭ, том. 11, стр. 167.

(3) бобыли 免租されている零細農民。

(4) урочные лета 逃亡農民の搜索期限期間。1597年のフォードル・イヴァノヴィチ帝の布告は、「7106年（1597年）、ツァーリにして全ルーシの大公フォードル・イヴァノヴィチは次のように指示した。農民が、大貴族、士族、役人、大貴族の息子、全ての人々のもとから、世襲地、知行地、総主教の世襲地、府主教の世襲地、主教以上の聖職者の世襲地、修道院の世襲地から本106年までの5年間の間に逃亡した場合、逃亡中の逃亡農民、彼らが逃亡先で生活している知行地領主、世襲地領主、彼らが逃亡してきた知行地領主、総主教、府主教、主教以上の聖職者、大貴族の息子、修道院の役人に対して裁判を行い、十分な審理をすべきである。」と述べているように、逃亡農民の搜索期限を5年間とした。その後、この搜索期限は、農民の逃亡によって、経営的な被害を受けた士族層の圧力によって、17世紀前半に次第に延長されていった。

(5) жеребьи

《第2条》同様に、世襲地領主や知行地領主が、自分の逃亡農民、水呑み百姓について君主に嘆願し、これらの農民と水呑み百姓は彼らのもとを逃亡し、君主の帝室の村、国租負担郷、ポサートのポサート民、銃兵、カザーク、ザモスコフスキーおよびウクライナの都市のなんらかの勤務員、総主教、府主教、大主教、主教、修道院、大貴族、宮廷官、参議官、側近官、大膳官、調膳官、モスクワ士族、書記官、ジリツイ、地方都市士族、大貴族の息子、外国人、あらゆる世襲地領主、知行地領主君主のもとで生活していると述べた場合、これらの農民と水呑み百姓は、134年のモスクワの大火のあとに登録官が知行地庁その他の官庁に提出した課税台帳にしたがって審理と捜査の上で引き渡されるべきであり、逃亡農民が彼の父親が課税台帳に記載されており、この課税台帳の後には、土地分離目録書¹か土地譲渡目録書²に農民かその子供が記載されている場合、これらの農民を引き渡すべきである。逃亡農民と水呑み百姓を逃亡から、課税台帳にしたがって、搜索期限年なく、全ての官等の人々に引き渡すべきである。

【評注】(1) отдельная книга 皇帝の下賜や判決にしたがった農民付の土地の分離についての証書

(2) отказная книга ある領主から別の領主への農民付の世襲地・知行地の一部の譲渡についての証書

《第3条》逃亡農民と水呑み百姓が審理と捜査の上で誰かに引き渡される場合、この農民は、妻子、全ての財産、取り入れられていない穀物、粉にされた穀物とともに引き渡されるべきである。本法典以前の過去の年月に、この農民が誰の所有であったかを指摘すべきではない。この農民が逃亡中に自分の娘、姉妹、姪を彼らの生活している世襲地領主と知行地領主の農民に嫁がせるか、よその町、村の農民に嫁がせた場合、その責任をとがめるべきではなく、この女性達の夫を、彼女達の以前の世襲地領主や知行地領主に引き渡すべきではない。というのは、本君主の布告以前には農民を受け入れることは禁止されておらず、逃亡農民の搜索期限年が指摘されており、さらに、登録後多年に渡って、知行地と世襲地の所有者が多くの世襲地領主、知行地領主に代わっているからである。

《第4条》逃亡農民と水呑み百姓が引き渡される場合、これらの人々に関して、君主の帝室の村、国租負担郷の農民、水呑み百姓、彼らの財産に関して、役人、世襲地領主、知行地領主は、今後の争論に備えて、自分達が署名した受領書¹を持つべきである。受領書はモスクワと地方都市では露天代書屋²によって、露天代書屋がない町や村では別の町の世俗か教会の書記によって作成されるべきであり、この受領書には自筆の署名がなされるべきである。文盲の人の場合には、その人に代わって、自分の聴聞司祭かその人が信頼する人に署名させるべきであり、司祭、書記、その他の人々はこうした受領書を作成すべきではない。それは、受領書が誰かの手に入ったり、それをめぐって今後争論が起こらないようにするためである。

【評注】(1) отписи

(2) площадный подьячий 一種の公証人

《第5条》農民および水呑み百姓の不在世帯あるいは世帯所在地が課税台帳の中で、ある世襲地領主・知行地領主のものであると記載されており、この農民および水呑み百姓世帯に関して、課税台帳のなかに、この農民と水呑み百姓は、課税台帳の作成以前に逃亡していることが記載されており、このとき以来この農民に関する嘆願がなされていない場合、この農民と水呑み百姓の不在世帯および不在世帯所在地に関して、審理すべきではない。それは、当該の世襲地領主、知行地領主が自分の農民に関して、多年に渡って君主に嘆願していないからである。

《第6条》逃亡農民と水呑み百姓が告訴によって審理と捜査の上で、課税台帳に従って誰かのもとから引き渡されるか、誰かが裁判なしで法典にしたがって彼らを引き渡す場合、この農民は、彼らが逃亡中に生活していた人々の嘆願にしたがって、誰に引き渡されるのか知行地庁に登録されるべきである。引き渡された場合、引き渡し元の世襲地領主や知行地領主から、住民台帳¹にしたがった国租を徴収すべきではなく、引き渡し先の世襲地領主と知行地領主から国租を徴収すべきである。

【評注】(1) переписная книга 男性住民を記載した文書。ここでは1646-48年の住民台帳を指している。また、デミドヴァはこの住民台帳一般についてこうまとめている。「17-18世紀のロシアの人口に関する情報を含んだ手稿。これが登場したのは、経営に関する記述から世帯に関する記述へと転換していった17世紀中頃である。17世紀から18世紀初頭、住民台帳は、チャグロ住民の全体的な人口調査(1646-48, 1647-78, 1710, 1716)の実施にあたって、ならびに個々の地域や個々の範疇の農民(例えば帝室農民)の部分的な人口調査の実施にあたって作成された。18世紀の20年代、40年代の住民台帳は人頭税の為の人口調査の結果を反映していた。

1646年の住民台帳は財政的な目的のために作成されただけではなく、農民を領主に緊縛し、逃亡農民の搜索の実施のための情報を提供した。しかし、政府は1646年の住民台帳を新しい税金を徴収するために利用しはじめた。1676年の住民台帳は、新しい世帯税の土台となり、1724年に人头税が採用されるまでは財政的な意義を保持し続けた。ピョートル1世の政府は1678年の住民台帳を新しいものに更新しようとしたが、1710年の住民台帳が、課税単位である世帯数の激減を明らかにしていたために、失敗した。18世紀の20年代と40年代の住民台帳は、財政的目的に利用された（その1つは住民課税台帳と呼ばれている）。課税台帳とは異なって、住民台帳には土地の様子の記事はなく、その土地の産業や資源が記述されることも稀である。逆に住民に関する情報は充実している。17世紀の住民台帳にチャグロ世帯が記載されるにあたっては、年齢や課税額に関係なく、全ての男性が記載された。また18世紀初頭の住民台帳は、世帯の女性に関する資料も記載している。住民台帳は世帯構成員の間の親族関係、家族構成員の年齢を記載し、課税台帳には通常は記載されていない働きに出かけている人々、小作人、屋敷裏の隷属民その他の範疇の住民も記載している。住民台帳には、逃亡も含む住民の移動に関する情報も記載している。」 СИЭ, том. 11, стр. 26—27.

《第7条》農民が告訴によって審理と捜査の上で、課税台帳に従って、ある世襲地領主の購入された世襲地から引き渡され、この世襲地領主は課税台帳以後に農民付で世襲地を購入しており、農民も購入文書¹に記載されている場合、この世襲地領主は、引き渡した農民の代償として、販売者の別の世襲地から同等の農民を全ての財産、取り入れられていない穀物、粉にされた穀物とともにとるべきである。

【評注】(1) купчий

《第8条》ある世襲地領主や知行地領主の農民と水呑み百姓に関して、過去に裁判が行われ、本君主の布告以前に、引き渡し¹の告訴が、全ルーシの偉大なる君主にしてツァーリ故ミハイール・フョードロヴィチ大公の以前の布告で指示された指定期限年¹がきれてしまったことで拒絶されている場合、この逃亡農民と水呑み百姓は指定期限年の間生活していた人々のもので生活すべきである。また、知行地領主と世襲地領主が、本君主の布告以前に逃亡農民と水呑み百姓に関して友好的な取り決め²を結んでおり、この友好的な取り決めにしたがって、誰かが自分の農民への権利を放棄して誰かに譲渡し、この件が証書によって確定されたり、友好的嘆願書が提出されており、この件が本君主の布告以前に完了している場合、この件を再提出して、再審理すべきではない。

【評注】(1) указные лета 特定の布告によって指示された逃亡農民の搜索期限。ミハイール・フョードロヴィチ帝の1641年7月23日の布告は10年を搜索期限とした。

(2) полюбовная сделка

《第9条》農民と水呑み百姓が154年と155年の住民台帳に誰の所有であるか記載されており、この住民台帳の作成の後に、住民台帳に誰の所有であるか記載されている人のもとから逃亡したか、今後逃亡した場合、この農民と水呑み百姓、彼らの兄弟、子供、甥、孫は妻子、全ての財産、取り入れられていない穀物、粉にされた穀物とともに、住民台帳にしたがって、搜索期限年なく、逃亡してきた人のもとに引き渡されるべきであり、今後は他人の農民を受け入れ、自分のもとに確保すべきではない。

《第10条》誰かが、この君主の法典以後に、逃亡農民と水呑み百姓、彼らの子供と兄弟、甥を受け入れ、自分のもとに確保し、世襲地領主と知行地領主が自分の農民と水呑み百姓がこの者

とともにいることを発見した場合、この農民は審理と捜査の上で、妻子、全ての財産、取り入れられていない穀物、粉にされた穀物、土地とともに、住民台帳にしたがって、搜索期限年なく、彼らに引き渡されるべきである。農民と水呑み百姓が、この君主の法典以後に逃亡して誰かのもとで生活している場合、この者から、国租および知行地収入の代償として、農民一人につき一年10ルーブリを徴収し、この農民と水呑み百姓の所有者である原告に与えるべきである。《第11条》誰かが逃亡農民と水呑み百姓について君主に嘆願し、課税台帳にはこの農民とその父親が原告のものであるのか、被告のものであるのか記載されておらず、154年と155年の住民台帳にはこの農民が原告のものであるか、被告のものであるか記載されている場合、この逃亡農民と水呑み百姓は、住民台帳にしたがって、住民台帳に記載されている者のもとに引き渡されるべきである。

《第12条》農民の娘がこの君主の布告以後に世襲地や知行地から逃亡し、逃亡後に隷属民や農民に嫁ぐか、あるいは、誰かがこの君主布告以後に、農民の娘をそそのかして、自分の隷属民¹、農民、水呑み百姓に嫁がせ、彼女に逃亡された者が彼女の件について君主に嘆願し、この娘が逃亡したこと、あるいはそそのかされたことが審理と捜査で立証された場合、この娘はその夫と子供とともに彼女に逃亡された者に引き渡されるべきであるが、夫の財産は引き渡されるべきではない。

【評注】(1) кабальный человек

《第13条》逃亡した娘が誰かの隷属民¹や農民に再婚という形で嫁ぎ、彼女の夫には前の妻との間に子供がいる場合、この子供は原告に引き渡されるべきではなく、彼らがホロープとしてあるいは農民として生まれた者のもとにおかれるべきである。

【評注】(1) человек

《第14条》原告が逃亡した娘の盗んでいった物¹の調査を提起した場合、この件は裁判に委ねられ、法廷が裁定を下すべきである。

【評注】(1) снос

《第15条》未亡人の農民女性が逃亡し、彼女の夫が、課税台帳、土地分離目録書、証書¹その他の文書に農民、水呑み百姓として記載しており、この農民女性が逃亡後に別の隷属民、農民に嫁いでいる場合、この未亡人の農民女性はその最初の夫が課税台帳、住民台帳、証書その他の文書に誰のものか記載されている知行地領主に、夫とともに引き渡されるべきである。

【評注】(1) крепость

《第16条》未亡人の最初の夫が、逃亡された者のものであるとは、課税台帳、住民台帳、その他の文書に記載されていない場合、この未亡人は、彼女が嫁いだ隷属民、農民の所有者である者のもとで生活させるべきである。

《第17条》農民と水呑み百姓が逃亡し、逃亡中に自分の娘や未亡人を逃亡先の者の隷属民、農民、水呑み百姓に嫁がせ、そのあとで、この逃亡農民が審理の結果、妻子とともに逃亡された者に引き渡されることになった場合、彼らが逃亡中に自分の娘を嫁がせた娘・姉妹の夫は、この逃亡農民と水呑み百姓とともに以前の知行地領主に引き渡されるべきである。この娘・姉妹の夫と前の妻との間に子供がいる場合、この子供達は嘆願者に引き渡されるべきではない。

《第18条》逃亡農民と水呑み百姓が逃亡中に自分の娘を、別の知行地領主や世襲地領主の隷属民、代々の隷属民¹、農民、水呑み百姓に嫁がせた場合、逃亡中に嫁がせられた農民の娘は、彼女の夫とともに原告に引き渡されるべきである。

【評注】(1) старинный человек

《第19条》知行地領主や世襲地領主が自分の知行地、世襲地から、または役人¹、長老が農民の娘、未亡人を別の人々、農民に嫁がせる場合、今後の争論に備えて、本人か本人の父親か本人の聴聞司祭が署名した放免証書²をこの農民の娘、未亡人に与えるべきである。また、この農民の娘の代償として協約にしたがって支払い金を取るべきである。また、誰がこの支払い金を受け取ったかを、放免証書に記載すべきである。

【評注】(1) прикащик

(2) отпускной

《第20条》誰かの世襲地や知行地に人々がやってきて、自分たちは自由であると称し、農民や水呑み百姓としてこの者のもとで生活することを願った場合、これらの人々の到来を受けた者は、彼らが自由な人々であるのか、どこで生まれたのか、誰のもとで生活していたのか、どこからやってきたのか、彼らは逃亡農民、水呑み百姓ではないのか、彼らは放免証書を持っているかを質問すべきである。これらの者が放免証書を持っていない場合には、知行地領主と世襲地領主は彼らが自由な人々であるかを調査し、調査した上で、その年のうちに、彼らをモスクワでは知行地庁のもとに、カザンではカザン人と周辺地域のカザン人のもとに、ノーヴゴロトではノーヴゴロト人と周辺地域のノーヴゴロト人のもとに、プスコフではプスコフ人と周辺地域のプスコフ人のもとに連れてきて、登録すべきである。知行地庁、地方都市にあっては地方長官はこれらの自由な人々に同様な質問をし、彼らの申し立てを記録するべきである。そして、登録のために連れてこられた人々が、彼らの証言にしたがって、彼らを連れてきた者に農民として引き渡される場合、彼らが農民として引き渡される者は、証言に署名するようにこれらの人々に命じるべきである。

《第21条》世襲地領主と知行地領主が調査もせずに、やってきた人々を登録のために連れてきて、他人の人々が農民の中にいた場合、彼らは審理と捜査の上で、住民台帳にしたがって、妻子、財産とともに原告に引き渡されるべきである。また、調査せずに他人の農民や水呑み百姓を受け入れた者から、国租および世襲地・知行地収入の代償として、農民一人につき一年10ルーブリを生活していた年の分だけ徴収すべきである。これは調査しないで、他人のものを受けられることがないようにするためである。

《第22条》農民の子供が自分の父親、母親を否認した場合、この者を拷問にかけるべきである。

《第23条》全ての官等の人々が逃亡した他人の農民、水呑み百姓を自分のもとに定着させようと願って、債務や多年に渡る貸付証書を提供し、この農民と水呑み百姓が審理と捜査の上で誰かに引き渡され、彼らがこれらの人々の貸付証書と債務について嘆願した場合、こうした貸付証書と債務が記載されている者の嘆願は拒否されるべきであり、この貸付債務と金銭的拘束については審理をすべきではなく、債務証書、貸付証書を信じるべきではなく、彼らのもとにある証書と債務は官庁におかれるべきであり、それを書類に記載し、逃亡農民と水呑み百姓は全ての貸付金とともに元の世襲地領主、知行地領主に引き渡されるべきである。逃亡農民と水呑み百姓を引き渡した者は、この貸付金については権利を持つべきではない。すなわち、他人の農民や水呑み百姓を受け入れて、彼らに貸付金を提供してはならない。

《第24条》世襲地領主と知行地領主の農民の兄弟、子供、甥が住民台帳では父親および親族とともに一つの世帯として記載されており、人口調査の後に分離して、別の世帯として生活するようになった場合、この世帯を隠匿世帯とするべきではなく、別の世帯と呼ぶべきでもなく、

知行地庁に登録すべきでもない。彼らは住民台帳では父親および親族とともに一つの世帯として記載されているからである。本157年9月1日以降、隠匿世帯について君主に嘆願すべきではなく、知行地庁はいかなる嘆願も受け付けるべきではない。154年と155年に、君主の布告にしたがって、大膳官とモスクワ士族が全ての世襲地領主と知行地領主のもとにいる農民と水呑み百姓を人口調査しているからである。彼らが真実を記載していない場合には、再度人口調査するために彼らに代わって誰かを派遣すべきであり、偽りの記載の科で、人口調査官は厳罰に処せられる。

《第25条》全ての官等の人々が逃亡農民と彼らの財産の件で誰かを告訴し、告訴状には、この農民の財産が50ルーブリ以上であると記載されているか、あるいは自分の逃亡農民の件で誰かを告訴するにあたって、告訴嘆願状には、どれほどの財産であるのか、どれほどの価値があるのか記載されておらず、被告が自分のもとにはこの農民はいないと申し述べた場合、十字架宣誓が実施され、農民一人につき4ルーブリ、価値の分からない財産¹につき5ルーブリとし、それ以上の財産については裁判で裁定すべきである。

【評注】(1) ГЛУХИС ЖИВОТЫ

《第26条》被告が自分のもとに農民のいることを隠していないが、財産については、この農民は財産を持たずにやってきたと申し述べ、一方、原告は自分の農民は被告のもとに財産をもってやってきたと指摘しているが、この農民の財産がどれほどのものであるのか、農民の財産がどれほどの価値を持っているのか告訴嘆願状に記載されていない場合、十字架宣誓が実施され、価値の分からない財産につき5ルーブリとし、農民は被告のもとから奪われて、原告に引き渡されるべきである。

《第27条》誰かが法廷で、誰の農民も隠していないと宣誓証言し、この後、彼が宣誓証言した農民が彼のもとにいた場合、この農民は彼のもとから奪われて、告訴嘆願状にしたがって、全ての財産ともに原告に引き渡されるべきである。この者は、真実ではないことを十字架宣誓した科で、厳罰に処せられるべきであり、この者がいかなる科で厳罰に処せられているのか、この件について多くの人々が知るために、この者を商業広場での3日間の鞭刑に処すべきである。そして、商業広場での3日間の鞭刑に処した後に、一年間投獄し、以後、この者の申し立てることを信じるべきではなく、この者のいかなる件に対する、また誰に対する告訴も裁判で取り上げるべきではない。

《第28条》被告が農民の件を法廷で隠すことなく、この農民は被告のもとから奪われて、原告に引き渡される場合、この農民は、その子供が住民台帳に記載されていなくても、子供達が自分の両親とともに生活していれば、妻子とともに原告に引き渡されるべきである。

《第29条》被告が法廷で逃亡農民と彼らの財産を隠しているとされ、十字架宣誓をした後に、この者が自分のもとにこの農民がいると申し述べ、原告に彼らを引き渡すこととしたが、農民の財産については以前のように隠していた場合、この者の農民の財産について損害賠償させ、十字架宣誓なく原告に引き渡すべきである。というのは、この者は法廷では人も財産も隠しているとされ、その後農民は引き渡したが、彼らの財産については自分のものにしようとしたからである。

《第30条》農民と水呑み百姓が知行地領主と世襲地領主のものとして、彼らの知行地や世襲地に別々に生活していると課税台帳、土地分離目録書、土地譲渡目録書、書き込み書に記載されている場合、この知行地領主や世襲地領主は、自分の農民を自分の知行地から自分の世襲地に

移し、そのことによって自分の知行地を荒すべきではない。

《第31条》知行地領主や世襲地領主が自分の農民を自分の知行地から自分の世襲地に移す処分をし、その後、この知行地が別の知行地領主に渡り、この新しい知行地領主が、知行地から別の土地に移された農民について、この農民は世襲地からもとの知行地に移されるべきであると君主に嘆願した場合、この新しい知行地領主によって、この農民は全ての財産、取り入れられていない穀物、粉にされた穀物とともに、世襲地から知行地に引き渡されるべきである。

《第32条》農民と水呑み百姓が誰かのもとで、雇用労働者として雇われる場合、全ての官等の人々もこの農民の水呑み百姓は、証書があるにせよ、ないにせよ、自由に、雇用労働者として雇われるべきである。彼らを雇用労働者として雇った者は、彼らから期間奴隷証書¹や貸付証書、隷属証書²を取ったり、何によっても自分に緊縛したりすべきではなく、雇用された者が仕事を終えたときには、遅滞なく彼らを解放すべきである。

【評注】(1) жилия запись

(2) служилая кабала

《第33条》奴隷や農民が全ての官等の知行地領主や世襲地領主のもとから、国境の町から国外に逃亡し、国外で生活した後に、帰国してきて、古い知行地領主や世襲地領主のもとで生活することを願わず、解放・自由を求めた場合、この逃亡奴隷と農民は、かれらが逃亡してきた古い知行地領主と世襲地領主に引き渡されるべきであり、彼らに解放・自由を与えるべきでない。

《第34条》国境の町の世襲地領主や知行地領主のもとから、彼らの奴隷や農民が国境を越えてドイツ方面やリトヴァ方面に逃亡し、国外において、様々な知行地領主の逃亡女性・娘と結婚し、その後、自分の古い知行地領主、世襲地領主のもとに帰国し、古い知行地領主が、娘や女性の件で、この女性農民は逃亡農民についてきたのであると君主に嘆願し、一方、被告は、この農民は国外逃亡中に、逃亡してきた娘や女性と結婚したと申し述べた場合、審理と捜査の上で、この逃亡奴隷と農民を誰に引き渡すかはくじ引きで決定すべきであり、くじ引きに負けた者には、娘、女性、男性につき5ルーブリの補償金を与えるべきである。これは、彼ら二人が国外に逃亡していたためである。

第12章 総主教の官庁¹と屋敷の全ての人々と農民の裁判について

全3条

【評注】(1)ロシア正教会の長である総主教が統括する最高権力機関が、総主教院(Патриарший двор)であり、これは世俗の中央機関と同様に、院庁、補任庁、大蔵庁、裁判庁といった官庁を持っていた。

《第1条》総主教の世襲地のなかで生活している総主教の官庁と屋敷の全ての人々、大貴族の息子達、農民、全ての官等の人々に対しては、全ての件において、総主教院で裁判は期限を限らなくなされるべきである。全ルーシの偉大なる君主にしてツァーリ故ミハイール・フォードロヴィチ大公の治世においては、彼らに対しては、いかなる官庁でも裁判がなされず、総主教院で裁判がなされ、総主教が裁判事件を審理し、指示を与えているからである。

《第2条》総主教の官庁の役人が何らかの件で、賄賂や友好的な態度によって、あるいは非友好的な態度によって、無実の者を非難したり、罪ある者を弁明したりして、無実の科で非難された者が、総主教の官庁の役人について君主に嘆願した場合、この嘆願にしたがって、争論となっている事件を総主教の官庁から君主及び全ての大貴族のもとに移すべきである。総主教の

判事が無実の者を非難していることが立証された場合、この総主教の判事は誤審の科で、君主の判事について指示されているのと同様の処分を受けるべきである。

《第3条》総主教の官庁と屋敷の全人々、大貴族の息子達、総主教の農民が何らかの人々をある官庁に告訴し、被告が原告をこの官庁に逆に告訴した場合、彼らに対する裁判はこの官庁でなされるべきである。

第13章 修道院庁について

全7条

《第1条》府主教、大主教、主教、彼らの官庁と屋敷の人々、大貴族の息子達、彼らの農民、修道院、大修道院長、修道院長、建築担当修道士¹、経営担当修道士²、財務担当修道士³、修道院の下僕、農民、司祭、教会下級聖職者に対する裁判は、全ての事件において、本君主の法典以前は、大宮廷庁でなされてきた。

今日、君主にしてツァーリである全ルーシの大公アレクセイ・ミハイロヴィチは大膳官、調膳官、モスクワ士族、地方都市士族、大貴族の息子達、ゴースチ、ゴスチンナヤ・ソートニヤ、スコンナヤ・ソートニヤその他様々なソートニヤ、スロボダー、都市商業・ポサート民の嘆願をふまえて、修道院庁が独自の官庁として存在すべきこと、府主教、大主教、主教、彼らの官庁と屋敷の人々、大貴族の息子達、彼らの農民、修道院、大修道院長、修道院長、建築担当修道士、経営担当修道士、財務担当修道士、修道院の下僕、農民、司祭、教会下級聖職者に対する裁判は、全ての告訴事件において、修道院庁でなされるべきことを指示した。

【評注】(1) стоитель

(2) келарь

(3) казначей

《第2条》府主教、大主教、主教の官庁と屋敷の人々、大貴族の息子達、農民、修道院、大修道院長、修道院長、建築担当修道士、経営担当修道士、財務担当修道士、修道士、修道院の下僕、農民が全ての官等の人々を官庁に告訴し、被告が申し開きの後に、原告を同じ案件で告訴することを嘆願した場合、府主教、大主教、主教の官庁と屋敷の人々、大貴族の息子達、農民、修道院、大修道院長、修道院長、修道士、修道院の下僕、農民に対する裁判は、被告の嘆願にしたがって、この官庁でなされるべきである。

《第3条》総主教、府主教、大主教、主教、修道院、大貴族、宮内官、参議官、全ての官等のモスクワの人々、役人、農民が地方都市において聖職者の土地、大貴族の世襲地、知行地で生活している場合、都市の全ての官等の人々から告訴された総主教、府主教、大主教、主教、修道院、大貴族、宮内官、参議官、全ての官等のモスクワの人々、役人、農民に対する裁判、および、総主教、府主教、大主教、主教、修道院、大貴族、宮内官、参議官、全ての官等のモスクワの人々、役人、農民から告訴された地方都市の全ての官等の人々に対する裁判は、地方都市においては20ルーブリまでの裁判とすべきであり、20ルーブリを越える事件、世襲地と知行地に関する事件、ホローブに関する事件についての裁判は、地方都市ではなされるべきではない。ただし、君主の布告によって書記官が地方長官とともに存在している地方都市、カザーン帝室庁管轄のヴォールガ下流地方都市は例外である。

《第4条》聖職者官等の人々、修道院が勤務員を告訴し、彼らの嘆願状には大修道院長、修道院長、経営担当修道士、財務担当修道士、修道士、司祭、補祭の名前が記載されており、殴ら

れた、名誉毀損を受けた、略奪された、侮辱されたという場合、聖職者官等の嘆願による告訴では、聖使徒の言い伝えと聖父の規則にしたがって、くじ引きが行われるべきであり、十字架宣誓は行われるべきではない。

《第5条》嘆願状に高位聖職者、修道士、司祭、補祭の名前が記載されているが、侮辱が彼らの世襲地、彼らの下僕、彼らの農民にくわえられた場合、どのような事件であれ、この告訴ではくじ引きは行われるべきではなく、下僕と農民に十字架宣誓を行わせるべきである。

《第6条》世俗の人々の原告や被告が、聖職者が告訴のなかで、宣誓やくじ引きの代わりに総主教、府主教、大主教、主教によって尋問されることを嘆願した場合、それによって裁判を終了すべきであり、世俗の人々の原告や被告は、くじ引きによるか、高位の聖職者の尋問によるか選択するのは各自の欲するところによって、自由であるが、世俗の人々は聖職者の陳述書に署名すべきであり、それによって事件は終了させるべきである。

《第7条》耕作する人々に対する裁判の期限は、士族と大貴族の息子達に対する裁判の期限と同様のものが与えられるべきである。というのは、強盗、窃盗、現行犯罪、殺人以外の全ての事件では、士族と大貴族の息子達が自分達の農民の代わりに原告となったり、被告となったりするからである。